

第5章 計画の方向性

1. 本庄市における課題

(1) こどもまんなか社会の実現

「こども大綱」では、「こどもまんなか社会」の実現を目指しており、こどもの個性や多様性、こどもの権利を尊重し、こども自身の自由で多様な選択や意見の表明を後押しすることが求められています。

本市においても、こどもが自由意思による意見を表明できる環境を創造するとともに、こどもの権利が守られる社会の構築が必要です。

また、20代、30代を中心とする若い世代が、仕事と生活を調和させながら、家庭を持ち、こどもを産み育てることや、子育てに伴う喜びを実感でき不安なく子育てできるよう、生活基盤の安定化や若い世代の子育てを社会全体で支える体制づくりが必要です。

(2) 仕事と家庭の両立

女性の社会進出の促進に伴い、仕事と家庭の両立支援が課題となっています。

就労中の保護者が安心してこどもを預けられるサービスの充実や、社会全体でこどもの育ちを支える地域ぐるみの子育て支援体制の確立が必要です。

(3) 子育ての孤立化

核家族やひとり親世帯が増加する一方で、公的な相談機関の認知状況は低い状況にあり、「相談先がない」とする子育て世帯もあります。

家族や地域を第一義的な子育て支援の主体としながらも、公的な相談機関の認知促進とサービスの充実を推進し、子育ての孤立を防ぐことが重要です。

(4) 心身に障害や困難を抱えるこどもの支援

本庄市の現状として、こどもの数が減少傾向で推移する中、障害者手帳を所持しているこどもについてみますと、増加傾向にあります。また、市民アンケート調査の結果から、大人に変わり家事や家族の世話をするこどものうち、一定数が「体力面」や「精神面」での困難を感じていることがわかっています。

こども本人と子育て世帯の環境を注視しつつ、こどもに寄り添う相談先や、こどもが安心できる居場所の確保が求められています。

(5) 経済的に困窮する家庭への支援

円安の進行、エネルギー価格の高騰、これらに附随して長期化している物価の高騰等、国内経済が不安定な状況にある中、子育て世帯の経済環境は厳しさを増しており、市民アンケート調査の結果からも、生活に必要な「衣類」や「食料」が満足に購入できないことがあったとする家庭が1割以上を占めることがわかっています。

このような状況に対し、必要な生活支援やひとり親家庭の自立支援等、生活困窮世帯に対する支援のあり方の検討が必要となっています。

(6) 意見を聴かれにくい子どもや若者への支援

不登校やひきこもりの状態にある子どもや若者に対して、それぞれの事情に配慮した自立支援や関係者間の連携による切れ目ない支援の充実が求められます。

また、「子育て環境の向上に関するアンケート」（団体調査）によると、児童虐待やヤングケアが疑われるケースの存在が明らかとなっています。子どもだけでなく保護者も含めて、周囲に助けを求めやすい環境づくりが必要です。

(7) 子ども・若者、子育て世帯等への総合的な支援体制の構築

子ども・若者、子育て世帯等を総合的に支援していくためには、庁内関係各課による横断的な連携体制の構築のみならず、地域で子ども・若者、子育て世帯を支援する関係団体や子育てを応援する企業等、様々な主体が有機的に連携していくことが必要です。

また、子ども・若者、子育て世帯を取り巻く様々な課題に対し、特定の年齢や時期で支援が途切れることなく継続されていくことが重要です。子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分な支援体制を確保することが重要です。

2. 計画の基本理念

「こども基本法」は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神に則り、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

また、「こども基本法」に基づく「こども大綱」は、従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、一元化するとともに、さらに必要なこども施策を盛り込むことで、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を推進していくこととしています。

こうした「こども基本法」や「こども大綱」の目的や理念を勘案するとともに、本市の現状や課題を踏まえ、全てのこども・若者、子育て当事者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、本計画の基本理念を以下のとおり定めます。

■計画の基本理念■



3. SDGsの視点

SDGsとは、「Sustainable Development Goals」（持続可能な開発目標）の略で、令和12（2030）年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。

SDGsは17のゴールと169のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。SDGsは普遍的な目標であり、我が国としても積極的に取り組んでおり、地方自治の分野でもSDGsに基づく視点を積極的に取り入れたまちづくりが求められていることから、本市においてもSDGsの目指す目標を踏まえたこども施策を推進します。

 1 貧困をなくそう	貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	 10 人や国の不平等をなくそう	人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する
 2 飢餓をゼロに	飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	 11 住み続けられるまちづくりを	住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
 3 すべての人に健康と福祉を	全てのの人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 12 つくる責任 つかう責任	つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する
 4 質の高い教育をみんなに	質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	 13 気候変動に具体的な対策を	気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
 5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、全ての女性と女性のエンパワーメントを図る	 14 海の豊かさを守ろう	海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
 6 安全な水とトイレを世界中に	安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	 15 陸の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	 16 平和と公正をすべての人に	平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
 8 働きがいも経済成長も	働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	 17 パートナリシップで目標を達成しよう	パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		

4. 基本目標

本計画の基本理念に基づき、本市の子ども・子育て支援施策の方向性を以下のように定めます。

基本目標1 こどもまんなか社会の実現に向けた体制整備



本計画の基本理念は、全ての子ども・若者、子育て当事者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

全ての子ども・若者、子育て当事者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送るためには、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができる社会の実現が求められます。

本市は、「こどもまんなか社会」の実現に向け、こどもの権利と尊厳の擁護、子ども・若者からの意見の聴取とこども施策決定過程へのこどもの参画に向けた体制の整備、こどもの安全対策を図ります。

基本目標2 次世代の健やかな成長の支援

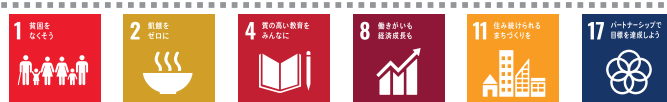


次代の社会を担う子ども・若者が健やかに成長していくことは、本市の将来的な発展の基礎となります。しかしながら、社会・経済環境は目まぐるしい変化を繰り返しており、子ども・若者の育ちをめぐる環境も厳しさを増しています。

地域コミュニティにおける繋がりの希薄化に伴い、困難を抱える子ども・若者の存在は表面化しにくくなっており、ひきこもり、児童虐待、ヤングケアラー等の社会課題に対する対応が求められています。

本市は、子ども・若者の健全育成、生きる力の向上、困難を有する子ども・若者やその家族の支援、次世代の成長を支える担い手の養成など、次世代の健やかな成長を支援します。

基本目標3 こどもの貧困の解消



こどもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることがあってはなりません。全てのこどもが心身ともに健やかに育成できること及びその教育の機会均等が保障され、こども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにすることは社会全体の責任です。

こども家庭庁は、こどもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、こどものその後の人生に影響を及ぼすとして、子育てや貧困の問題を家庭のみの責任とするのではなく、社会全体で解決することが重要としています。

こどもの貧困問題解決に向けて、令和6年6月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正案が衆議院本会議で可決され、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」へと名称を新たにし、こどもの貧困解消に向けた法整備が進められています。

このような中、本市においても、生活の困窮がこどもへと受け継がれていく連鎖を断ち切り、現在から将来にわたって、全てのこどもが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指し、親の妊娠・出産期からこどもの社会的自立までの切れ目ない支援を推進します。

また、支援の届きにくい生活困窮世帯の把握に努め、既存の経済的支援事業の利用促進を図るとともに、生活困窮世帯の子育て当事者の生活の安定及び自立の促進を図ります。

基本目標4 社会における子育て支援環境の向上

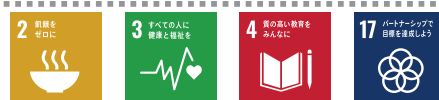


核家族やひとり親世帯の増加、女性の社会進出に伴い、家庭と子育ての両立が大きな課題となっています。

本市は、育児休業の取得や男性の育児参加の促進を図るため、社会全体での子育て支援に対する機運の醸成を図ります。

また、母子保健の充実を図り、妊娠期から出産、子育て期等、ライフステージに応じた切れ目ない支援を推進します。

基本目標5 子ども・子育て支援事業の推進



乳幼児期及び学童期のこどものいる世帯にとって、安心してこどもを預けられる場所や子育ての不安や悩みを共有・相談できる場所の存在は大変重要です。

本市は、子育て世帯が安心してこどもを育てられる環境の整備に向けて、適正な教育・保育提供体制の確保及び子ども・子育て支援事業の提供体制の確保を図ります。

5. 施策の体系

基本理念

基本目標

基本施策

こどもの育ちと幸福を社会で支える
「こどもまんなか」のまち 本庄

基本目標 1

こどもまんなか社会の
実現に向けた体制整備

1-1 こどもの権利擁護の推進

P.62

1-2 こどもまんなか社会の実現に向けた体制整備

P.64

1-3 こどもの安全対策

P.65

基本目標 2

次世代の健やかな成長の支援

2-1 こども・若者の健やかな育成

P.66

2-2 困難を有するこども・若者やその家族への支援

P.69

2-3 未来を切り拓くこども・若者の応援

P.73

2-4 こども・若者の成長のための社会環境の整備

P.74

2-5 こども・若者の成長を支える担い手の養成・支援

P.77

基本目標 3

こどもの貧困の解消

3-1 教育の支援と教育機会の確保

P.79

3-2 こどもとその保護者等の社会的孤立の防止

P.81

3-3 経済的支援と保護者の就労支援の充実

P.83

基本目標 4

社会における
子育て支援環境の向上

4-1 切れ目ない相談支援体制の充実

P.84

4-2 母子保健の充実

P.87

4-3 ひとり親家庭への支援

P.89

4-4 育児と家庭生活の両立支援の促進

P.90

基本目標 5

子ども・子育て支援事業の推進

5-1 教育・保育事業のサービス提供体制の確保

P.91

5-2 子ども・子育て支援事業のサービス提供体制の確保

P.96

5-3 その他の子育て支援事業の推進

P.106

6. 市民・関係団体の声と施策への反映に向けた考え方

(1) 施策への反映に向けた考え方

本計画の策定に際して実施したアンケート調査や団体調査により聴取した市民や関係団体の声に対する、本計画における考え方を以下のとおりとりまとめました。



子育てに伴う経済的支援を充実させてほしい

子育て世帯の保護者

市は、保護者の所得状況に応じて、特定教育・保育施設の費用や行事参加費、副食費を助成しています。また、0歳から18歳までのこどもの医療費助成や、未熟児の入院費補助、子育て世帯の生活の安定を目的とした資格取得支援、内職情報の提供等を行っています。

そのほかにも様々な支援事業がありますので、広く事業の周知を行い、各種支援が必要な方に届けられるよう努めます。

関連する施策

施策 2-2 施策 3-3 施策 4-3 他



安全・安心な道路交通環境を整えてほしい

子育て世帯の保護者

市では、駅周辺や歩道上の放置自転車の防止と撤去、安全な交通環境の確保のため、道路照明や反射鏡の整備を行っています。

また、小学校の通学路には交通指導員を配置し、交通安全推進団体の活動を支援して交通安全対策事業を推進します。幼少期から学齢期に至るまでこどもの年代に合わせた交通安全教室を実施し、交通安全意識の向上を図ります。

関連する施策

施策 1-3 他



放課後児童クラブ（学童保育所）や子ども教室を充実させてほしい

子育て世帯の保護者

少子高齢化の進行により、本市においても今後はこどもの数が減少傾向で推移するとみられています。その一方で、ひとり親世帯はもとより、就労する保護者の増加に伴い共働き世帯においても、放課後のこどもの居場所に対するニーズが高まっています。放課後児童クラブ（学童保育所）においては、学校区ごとに適切な定員数の確保を図ります。

関連する施策

施策 5-2 他



自分のことについて話を聞いてほしい

子ども

ヤングケアラーへの支援については、学校の協力のもと、支援を必要としているこどもの実態把握に努め、必要な支援を届けられるよう検討を進めます。

また、困難を有する子ども・若者の相談支援の充実に向け、学校、スクールソーシャルワーカー、子育て支援団体、市の福祉担当部署等の連携体制の充実を図ります。

さらに、こどもの意見を積極的にこども施策立案の場に届けられる体制構築を図ります。

関連する施策

施策 1-1 施策 1-2 施策 2-2 他



勉強を教えてほしい、年齢や経済的に心配せず学習・学び直しができる環境を充実させてほしい

子ども

市では、学習サポート事業や子どもの学習・生活支援事業を実施しています。事業の継続実施を通じて、こどもの学びの充実を推進します。

また、様々な社会学習、体験学習、国際交流等の機会を設け、未来を担う子ども・若者の成長を後押しします。

関連する施策

施策 2-3 施策 3-1 他



無料もしくは格安で利用できる誰でも勉強ができる場所をつくってほしい

若者

現在、はにぼんプラザが学習可能な多目的スペースとして市民に親しまれています。

静かに学習できる居場所へのニーズは高く、自宅以外の居場所の更なる充実が求められています。

市は、こどもまんなか社会の実現に向けて、官・民で連携・協働し、地域における多様な居場所づくりを進めます。

関連する施策

施策 1-2 他



結婚したい場合はどうすればいいですか

若者

我が国では、初婚年齢の上昇や未婚化が進行しています。

市の社会福祉協議会には、埼玉県の公的な結婚支援サービスであり、「恋たま」の愛称で知られる「SAITAMA 出会いサポートセンター」の窓口として、「SAITAMA 出会いサポートセンター本庄」が開設されており、市では同センターとの連携に努めています。

他方で、結婚に至るまでの出会いの機会が減少していることばかりが結婚に至らない要因となっているわけではなく、社会や経済状況への不安、子育てに対する不安など、様々な要因が複合的に絡み合い、若者にとって結婚へのハードルが高くなっていると考えられます。

市は、結婚から出産、子育てを望む方がその希望を実現できるよう、経済的な不安や子育てに対する不安の解消などに向けた取組や支援の充実を図ります。

関連する施策

施策 2-4 他



孤立している親への支援が課題

関係団体

市では、妊娠・出産期から子育て期における様々な不安や悩みの相談窓口として、令和 6 年 4 月より、こども家庭センターを設置しています。

引き続き、こども家庭センターの周知を図り、気軽に相談できる窓口として切れ目ない相談支援を行い、妊婦の不安解消、子育ての孤立化防止を図ります。

また、妊娠期から子育て期の様々なニーズに対して、関係機関との連携により、専門職による訪問や相談を通じた支援を行い、妊娠・子育てに係る不安の軽減を図ります。

関連する施策

施策 2-2 施策 3-1 施策 3-2 施策 4-1 施策 4-2 他

(2) 今後の検討課題

次の市民や関係団体の声については、今後の課題として、市・関係団体・地域と協働し課題解決に向けた検討を図ります。

なお、以下に記載のない課題についても、こどもや子育て支援の充実に向け継続した検討を行います。



医療体制を充実させてほしい

子育て世帯の保護者

市内の医療体制について、小児医療の不足が指摘されています。

医療機関の新規設置については市としての対応が困難な状況にありますが、広域医療体制の構築など、近隣自治体との連携による医療体制の整備を図っていく必要があります。



親子で遊べる公園や遊び場を充実させてほしい

子育て世帯の保護者

本市は、中小の公園を合わせると市民1人あたりの公園面積は高い水準となっていますが、遊具の老朽化や日影が少ないなど、市民の指摘を多く受けているところです。

今後、既存施設の利便性向上に向け、公園の統廃合等を含めた整備・検討を図ります。



就労に向けた相談やサポート体制を充実させてほしい

若者

本市では、ひとり親家庭の自立促進に向けた就労支援を行っている一方で、その他の就労意欲のある市民を対象とした就労支援に関する取組が乏しい状況であるとの指摘があります。

就労意欲のある全ての市民を対象とした、能力開発・資格取得支援・就労相談など、市民の生活の安定に向けたサポート体制の充実を図る必要があります。



若者たちが自主的に活動できる場所や機会を充実させてほしい

若者

未来を担う若者が自主的に参加し、交流を図る機会が求められています。

市が実施している従来のイベントや交流機会の内容を見直し、若者が気軽に参加しやすい内容の充実について検討します。



大型商業施設を市内に誘致してほしい

若者

市内に大型商業施設が欲しいという要望が多くなっています。
大型商業施設の誘致に対しては、利便性の向上や地域の活性化のほか、多世代の居場所としての側面にも期待されています。
一方で、周辺住民の理解や大規模な開発用地の確保、事業者の参入意向など、市民や市の意向だけでは解決できない課題もあることから、市の都市開発のビジョンとの整合を図りつつ、計画的なまちづくりを図ります。



情報提供や支援内容の周知を徹底すること

関係団体

本市では、こどもや子育て支援に対する様々な支援を実施していますが、サービスによっては認知されていないものもあるため、必要となったときに必要な支援につながるよう、サービス内容について SNS を活用するなど、広く市民に周知できるよう情報発信の手法について工夫していきます。



**市民の皆様からのご意見は、市政にとって非常に重要なものです。
いただいた声をしっかりと受け止め、今後のこども施策に生かしてまいります。**